

(お知らせ)

令和6年4月12日
防 衛 省

日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、FAC3181硫黄島通信所の追加財産の限定使用について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

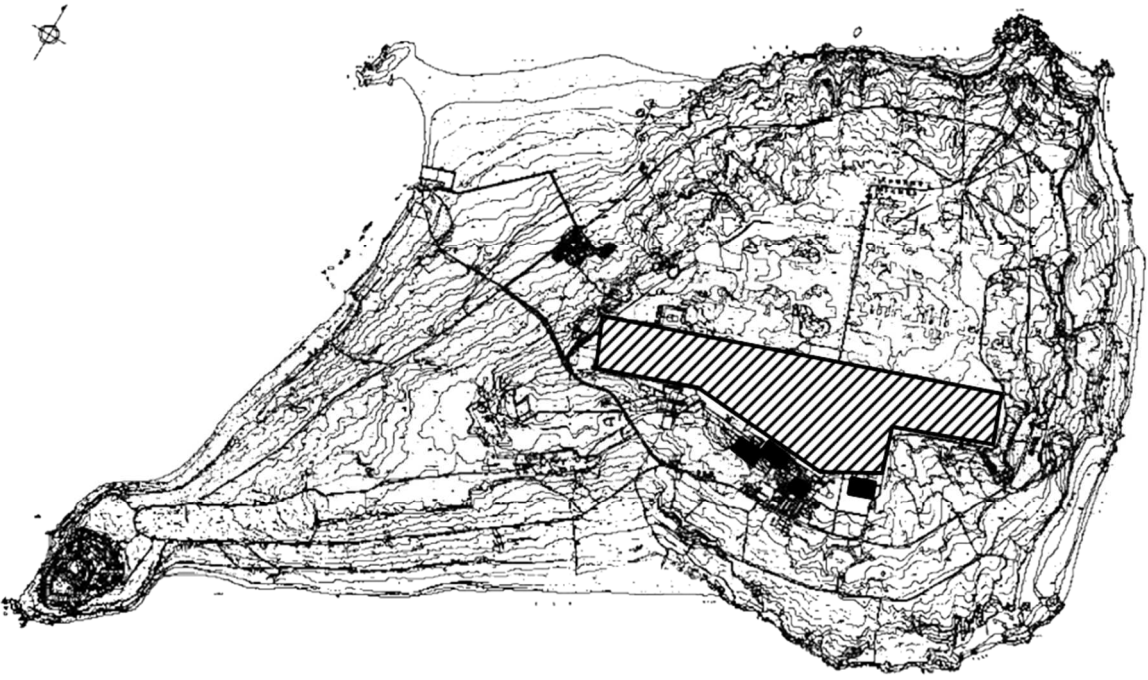
件名	FAC3181 硫黄島通信所の追加財産の限定使用について
承認年月日	令和6年4月12日
施設・区域名称	FAC3181 硫黄島通信所
合意対象所在地	東京都小笠原村
合意対象面積等	土地：約743,000 m ²
	水域等：－
	建物：4棟 約6,900 m ²
	工作物：滑走路、誘導路、駐機場D、大型貯油タンク並びに定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
附帯施設：	－

【事案内容】

本件は、米空軍が訓練を実施するため、海上自衛隊硫黄島航空基地の一部財産を日米地位協定第2条第4項（b）に基づき限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

- 土地：約743,000 m²
- 建物：4棟 約6,900 m²
- 工作物：滑走路、誘導路、駐機場D、大型貯油タンク並びに定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
- ※使用期間：令和6年4月15日から同月18日までの間並びに必要なに応じ、訓練の展開、撤収、及び滑走路修復のための追加期間



限定使用土地
 限定使用建物